

2025 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
(スタンダード市場・コード 6634)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
電 話 03-5766-9870

株式会社クシムによる司法判断を無視した議決権行使の企図に対する 強い抗議と当社の今後の対応

当社は、当社の連結子会社である株式会社 ZED ホールディングス（以下「ZED ホールディングス」といいます。）の 2025 年 9 月 3 日開催の役員の変更を目的とする臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）に関し、下記のとおり当社の見解をお知らせいたします。

記

本総会は、株式会社クシム（以下「クシム」といいます。）が 2025 年 6 月 12 日に大阪地方裁判所堺支部に申し立てた、「令和 7 年(ヒ)第 6 号株主総会招集許可申立事件」における同年 8 月 4 日付招集許可決定に基づき、2025 年 9 月 3 日に招集・開催されました。

しかし、その後、当社が東京地方裁判所に申し立てた「令和 7 年(ワ)第 30222 号議決権行使禁止の仮処分命令申立事件」において、クシムは本総会において議決権を行使してはならない旨の決定が出されました（以下「本件議決権行使禁止決定」といいます。）。これに対してクシムは保全異議申立（東京地裁令和 7 年（モ）第 90141 号保全異議申立事件）及び保全抗告（東京高裁令和 7 年（ラ）第 2099 号保全異議抗告事件）を行いました。いずれも、本件議決権行使禁止決定を維持し、議決権行使を禁止するという判断がなされました。

それにもかかわらず、クシムは、議決権行使禁止の仮処分に反した議決権の行使を行ったとしても、当該株主総会に瑕疵は生じないという見解を、本総会の場において表明し、ZED ホールディングスの株式譲渡が有効である場合には否決されるという法的根拠不明かつ一方的な条件を付した上で、議決権の行使を企図し、議長に選任されていないにもかかわらず、あたかも議決権の行使が可能であるかのように本総会を進行いたしました。

これは裁判所の判断を無視するものであり、司法判断を軽視し、法治主義と市場の公正を損なう極めて不適切な対応であると考えます。上場会社としてのガバナンスの在り方にも重大な疑義を生じさせるものです。

さらに、クシムは 2025 年 9 月 1 日付「第 29 回定時株主総会に係る投資家説明会における質疑応答について」の中に記載された説明会資料にて、「議決権行使禁止の仮処分が認められると総会は不成立となる」旨の説明をしておりました。今回の対応は、自社の説明内容と明白に矛盾しており、投資者の投資判断に重大な影響を生じさせる可能性のある行為であり、投資者保護と市場の信頼の観点からも、看過できない重大な問題です。

当社グループは、法と手続の支配（Rule of Law）を最優先としております。ステークホルダーの正当な利益を守るため、次の是正を強く求めます。

1. 司法判断の厳守：議決権行使禁止の趣旨に反する一切の行為の中止・撤回
2. 説明責任の履行：自社開示との矛盾に関する検証と経緯の公表
3. ガバナンスの回復：取締役会・社外役員を含む統治機能の緊急是正

当社は、必要に応じて差止・確認・損害賠償等の法的措置を躊躇なく講じ、厳正に対応のうえ、進捗は適時適切に開示いたします。司法判断の尊重と市場の公正の回復のため、当社は断固たる姿勢で臨みます。

以上